

令和6年仙審第15号

裁 決

漁船A漁船B衝突事件

受 審 人 a 2

職 名 A甲板員

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官荒木信也出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a 2 の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和6年2月19日02時30分

福島県真野川漁港北東方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

漁船B

総トン数	19トン	4.5トン
登録長	20.75メートル	10.90メートル
機関の種類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出力	669キロワット	389キロワット

3 事実の経過

Aは、平成17年8月に進水し、船首部に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪及び自動操舵装置を、舵輪左舷側にGPSプロッター2台、魚群探知機及び潮流計を、舵輪右舷側にレーダー、機関クラッチレバー、スロットルレバー及び機関関係の表示板を、舵輪船尾側に操縦者用のベンチシートをそれぞれ備え、主に沖合底びき網漁業に従事するFRP製漁船で、船長a1、a2受審人ほか4人が乗り組み、操業の目的で、船首0.9メートル船尾1.9メートルの喫水をもって、令和6年2月19日01時35分福島県松川浦漁港を発し、同県請戸漁港^{うけど}東方沖合の漁場に向かった。

ところで、a2受審人は、平素、休業日には約9時間の睡眠をとっており、発航日前日及び前々日が休業日であったことから、発航時、疲労しておらず、睡眠不足の状態ではなかった。

また、a2受審人は、平素、a1船長から、船橋当直を2人体制で行い、2人体制の船橋当直を維持できない状況となったとき、何をしても解消できない眠気を感じたとき、操船に不安を感じたとき、及び通常と違う行動をとるときには、報告するよう指示されていた。

a2受審人は、a1船長の指揮の下で航行中の動力船の法定灯火を表示して操船に当たり、01時47分松川浦漁港北東方約1.5海里沖合に至って南下を開始したのち、同船長が降橋し、船橋当直に就くことになっていた甲板員が体調不良により昇橋できず、単独で船橋当直を行う状況となったものの、a1船長に報告することなく、南下を

続けた。

a 2 受審人は、ノースアップ表示で3海里レンジとしたレーダー及びGPSプロッターをそれぞれ作動させ、舵輪船尾側のベンチシートに腰掛けた姿勢で操船に当たり、松川浦漁港南南東方沖合に達し、02時20分僅か過ぎ東北電力原町火力発電所専用港北防波堤灯台（以下「原町北防波堤灯台」という。）から008.5度（真方位、以下同じ。）4.6海里の地点で、針路を161度に定めて自動操舵とし、12.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

定針したとき、a 2 受審人は、周囲に航行の支障となる他船を見掛けなかったことから気が緩んで眠気を催したが、これまで船橋当直中に居眠りしたことがなかったのも、まさか居眠りに陥ることはないものと思いき、立ち上がって体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった。

a 2 受審人は、同じ姿勢を続けるうち、いつしか居眠りに陥り、02時27分原町北防波堤灯台から019.5度3.5海里の地点に達したとき、左舷船首1度1,090メートルのところに、Bの紅、白、白3灯を視認することができ、同船がトロール以外の漁ろうに従事して対水速力を有していることが分かり、その後Bと衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったものの、同船の存在に気付かなかった。

こうして、a 2 受審人は、Bの進路を避けることなく続航し、02時30分僅か前ふと目覚めて船首至近に迫ったBを認め、右舵一杯としたものの、効なく、02時30分原町北防波堤灯台から026.5度3.0海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その船首がBの右舷船首部に後方から60度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の南風が吹き、潮候は上げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、昭和61年12月に進水し、船体中央やや後方に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪を、舵輪前方にレーダー及び磁気コンパスを、レーダーの左舷側に自動操舵装置及びGPSプロッターを、レーダーの右舷側に魚群探知機を、前部甲板に舵及び機関を操作するための遠隔操縦装置を、同甲板左舷側にネットローラーをそれぞれ装備し、汽笛を備え、主に固定式刺網漁業に従事するFRP製漁船で、b受審人ほか甲板員1人が乗り組み、いずれも救命胴衣を着用し、揚網の目的で、船首0.5メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、同日02時00分真野川漁港を発し、同港北東方約3海里沖合の漁場に向かった。

ところで、Bの固定式刺網漁業は、漁獲物を競りにかける日の前日または当日、水深20メートルないし40メートルの海底に長さ400メートル、網丈5メートルの長方形の身網を投網し、その後、競りにかける時刻に合わせて揚網し、かれい及びひらめを漁獲するもので、身網の上辺の網に浮子^{うき}を約6メートル間隔で取り付け、下辺には鉛を編み込んだ沈子網^{ちんし}を使用し、沈子網の両端に重さ10キログラムないし15キログラムの石を網で包んだ錨を長さ25メートルないし30メートルの錨綱で連結し、錨綱の途中から海面に延ばした浮標網の先端には旗と浮球で構成したボンデンが取り付けてあった。

また、Bの刺網の揚網作業は、機関を、中立運転としたのち適宜使用してごく僅かな速力で前進し、ネットローラーにより漁具を船首部から船上に巻き上げるもので、揚網に30分ないし40分の時間を要した。

b受審人は、操舵室で3海里レンジのノースアップ表示としたレーダーを作動させて操船に当たり、02時12分半前示漁場に至り、レーダー画面を一見して自船に接近する他船を見掛けなかったことから、

前日に投網した漁具を揚げることとし、機関を中立運転としたのち、トロール以外の漁ろうに従事して対水速力を有していることを示す法定灯火を表示し、前部甲板左舷側に移動して遠隔操縦装置により舵及び機関を操作して操船を始め、02時15分原町北防波堤灯台から026.5度3.1海里の地点で、針路を221度に定め、0.3ノットの速力で、手動操舵によって進行し、揚網作業を開始した。

b受審人は、02時27分原町北防波堤灯台から026.5度3.0海里の地点に達し、右舷正横後29度1,090メートルのところに、Aの白、紅2灯を視認することができ、その後、同船が自船の進路を避けずに衝突のおそれがある態勢で接近したが、揚網作業を行うことに気を奪われ、見張りを十分に行わなかったため、Aの存在に気付かなかった。

こうして、b受審人は、Aに対して警告信号を行わず、同船が間近に接近しても、衝突を避けるための協力動作をとることなく揚網作業を続け、後方から船舶の水切り音が聞こえて振り返ったところ、至近に迫ったAを認め、機関を後進としたものの、及ばず、Bは、原針路及び原速力のまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首部外板に修理を要さない擦過傷を生じ、Bは、右舷船首部外板に破口等を生じたが、のち修理され、B甲板員が左大腿部筋損傷を負った。

(航法の適用)

本件は、真野川漁港北東方沖合において、航行中のAと漁ろうに従事しているBとが衝突したもので、衝突地点付近の海域には特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないことから、一般法である海上衝突予防法が適用される。

両船は、互いに他の船舶の視野の内にあり、Bがトロール以外の漁ろうに従事して対水速力を有していることを示す法定灯火を表示し、漁ろうに従事していたと認められることから、海上衝突予防法第18条の各種船舶間の航法によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、夜間、真野川漁港北東方沖合において、航行中のAが、居眠り運航の防止措置が不十分で、漁ろうに従事しているBの進路を避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で警告信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかったことも一因をなすものである。

a 2 受審人は、夜間、真野川漁港北東方沖合において、単独の船橋当直に就き、ベンチシートに腰掛けた姿勢で操船に当たり、請戸漁港東方沖合の漁場に向けて航行中、周囲に航行の支障となる他船を見掛けなかったことから気が緩んで眠気を催した場合、居眠りに陥ることのないよう、立ち上がって体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、これまで船橋当直中に居眠りしたことがなかったので、まさか居眠りに陥ることはないものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった職務上の過失により、居眠りに陥り、漁ろうに従事しているBと衝突のおそれがある態勢で接近し、同船の進路を避けることなく進行して衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、B甲板員を負傷させるに至った。

以上のa 2 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b 受審人は、夜間、真野川漁港北東方沖合において、トロール以外の

漁ろうに従事する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、揚網作業を行うことに気を奪われ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、自船の進路を避けずに衝突のおそれがある態勢で接近するAに気付かず、警告信号を行うことも、衝突を避けるための協力動作をとることもなく同作業を続けて衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、B甲板員を負傷させるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年8月20日

仙台地方海難審判所

審判官 八 田 一 郎